

全国脊髄損傷者連合会 千葉県支部会則



事務局

〒292-0802

千葉県木更津市真舟3-26-6

TEL 0438-36-6348

FAX 同上

Eメール mackochan@jcom.home.ne.jp

第1章 総則

(名称)

第1条：本会は、全国脊髄損傷者連合会千葉県支部と称する。

(事務局)

第2条：本会の事務局を支部長の自宅に置く。ただし、総会の議決を経て事務局を必要な地に変更することができる。

(目的)

第3条：本会は、脊髄損傷者及び重度身体障害者の医療充実、社会参加の促進、福祉の増進を図り、意義ある文化的生活を営むことを目的とする。

第2章 組織

第4条：本会は、千葉県内及び近隣地域に在住する脊髄損傷者及び重度身体障害者が本会の趣旨に賛同者を以て組織する。

第5条：本会は「社団法人全国脊髄損傷者連合会」に所属することとする。

第3章 会員

(種別)

第6条：本会の会員は、次の2種からなる。

- (1) 正会員 脊髄損傷者及び重度身体障害者。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し入会を希望する者を賛助会員とする。

(入会)

第7条：支部以外の病院に於いて療養中のもの、及び家庭療養中のもの又は社会生活を営んでいるもの等、すべての脊髄損傷者及び重度障害者は、本支部へ申し込んで会員となる事ができる。又、退会した会員は本支部から最寄りの支部への会員の籍を変更する事ができる。

(会費)

第8条：会員は、総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

2. 毎月会費として会員より500円（本部会費：300円、支部会費：200円）徴収する。本会に於いての必要経費は会費及び寄付金その他を以てこれにあてる。但し、必要と認められた時は臨時徴収する。本部より会費免除の承認を得た会員に限り、支部会費も免除とする。

(会員資格の喪失)

第9条：会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 2ヶ年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条：退会は本人による意思により、その理由を支部長に報告し退会することができる。

(除名)

第11条：会員が次の各号に該当する場合には、役員会の議決を以て除名することができる。

- (1) この会の会則または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第12条：既納会費は理由の如何を問わずこれを返却しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条：本会は次の役員を置く。

- (1) 支部長：1名 (2) 副支部長：1～2名 (3) 財務：1～2名
- (4) 広報：1～3名 (5) 相談支援：1～3名 (6) 企画：1～2名
- (7) 女子会：1～3名 (8) 情報通信担当：1～2名
- (9) ケアプラザ四街道担当：1～2名 (10) 労災遺族年金担当：1～2名
- (11) 会計監査：2名 (12) 相談役：1～2名

(役員の仕事)

第14条：役員はそれぞれ次の仕事を行う。

- (1) 支部長は、本会を統括し必要な連絡を行う。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し組織、総務を担当して会務を遂行し支部長に事故あるときには支部長からあらかじめ指名された順位によってその職務を代行する。
- (3) 財務は、毎月定めたる会費を会員より徴収し、本部財務部長に送金すると共に本会の財務にあたる。
- (4) 広報は、千葉県支部会報誌「脊損ちば」の編集・作成を行う。
- (5) 相談支援の責任者は、要請があった場合は積極的に参加し適正なサポートを行う。もし参加できない場合は他の者を充てる。
- (6) 企画部は、体育、文化活動の企画等々の活動、振興につとめる。
- (7) 女子会は、主に女性会員の相談支援や、女性会員が参加しやすいイベント等を企画し実行する。
- (8) 情報通信担当は、千葉県支部ホームページの作成・更新を行う。
- (9) ケアプラザ四街道担当は、千葉労災特別介護施設「ケアプラザ四街道」に入所の会員に対し文書の配布及びその他の連絡を行う。

(10) 労災遺族年金担当は、会員またはその家族から遺族年金等について相談を受けた場合、適正な支援や助言を行う。

(11) 会計監査は、本財務部より定期的に行われる会計業務を監査する。

(12) 相談役は、支部長または役員及び会員からの相談等を受けた場合、適正な支援や助言を行う。

(任期)

第 15 条：役員の任期は、就任後 2 回目の定期総会の終結までとする。但し、再選を妨げず欠員を生じた場合は直ちに補選する。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(解任)

第 16 条：役員が次の各号に該当するときは、総会において、出席した会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第 5 章 総 会

(種別)

第 17 条：当会は、定期総会と臨時総会の 2 種とする。

2. 定期総会又は臨時総会の議事を開くには、会員の 3 分の 1 以上の出席がなければならず特別の定める場合を除き、出席会員の過半数でこれを定める事とする。前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、役員会に於いて決定した事柄について、会員の 2 分の 1 以上の賛成があれば定期総会又は臨時総会の決議事項と見なす事ができる。

(開催)

第 18 条：定期総会は毎年 1 回 4 月に招集する。

2. 臨時総会は会員の 4 分の 1 以上の要求があった場合、又は役員が必要と認めた場合に招集する。

第 6 章 会 計

(活動経費)

第 19 条：本会の活動経費は、次によりまかなう。

(1) 会費 (2) 寄付金及び助成金 (3) 臨時収入

(会計年度)

第 20 条：本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

(決算報告)

第 21 条：決算は年 1 回、3 月にこれを行い、その結果を会員に報告する。

(寄付金)

第 22 条：寄付金がある時は役員会の承認により受ける事ができる。

(見舞金)

第 23 条：会員の自宅が災害により相当の被害を受けた時は、見舞金として 5,000 円、もしくはカンパ金を支給する。

(慶弔金)

第 24 条：会員が死亡した場合、慶弔金として 5,000 円を支給する。

(書類及び帳簿)

第 25 条：本会には次の書類及び帳簿を備え付けるものとし、その保存期限は下記の通りとする。

- | | |
|--------------|-----|
| 1、会員名簿保存期限 | 永久 |
| 2、金銭出納簿保存期限 | 5 年 |
| 3、金銭証書書類保存期限 | 5 年 |

(会則の改正)

第 26 条：本会則は会員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正する事ができない。

(資産管理の責任者)

第 27 条：本会の資産の最高管理責任者は支部長石井正彦とする。会費等の金銭管理は原則として財務担当者が行うが、金融機関の口座名称は『全国脊髄損傷者連合会千葉県支部』とし、代表者名、住所等は財務担当者忍 司〔住所：千葉県山武市木原 228-70〕とする。

以上

昭和 46 年 1 月 1 日施行

平成 12 年 4 月 23 日改正

昭和 47 年 1 月 20 日改正

平成 13 年 4 月 22 日改正

昭和 50 年 4 月 13 日改正

平成 17 年 4 月 10 日改正

昭和 59 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 9 日改正

昭和 63 年 4 月 24 日改正

平成 22 年 4 月 4 日改正

平成 3 年 4 月 14 日改正

平成 23 年 4 月 3 日改正

平成 4 年 4 月 12 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 5 年 4 月 11 日改正

平成 25 年 4 月 13 日改正

平成 6 年 4 月 10 日改正

平成 10 年 4 月 26 日改正